

# 琉球大学大学院観光科学研究科規程

平成21年3月28日  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）及び琉球大学学位規則に定めるもののほか、琉球大学大学院観光科学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

**第2条** 研究科は、より高度の学術的・総合的な観光科学を教育・研究し、持続可能な観光振興、観光開発をリードできるリーダーシップと専門性を兼ね備えた観光に関する高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

**第3条** 研究科に、観光科学専攻を置く。

(入学者選抜)

**第4条** 入学者の選抜方法、時期等については、学生募集要項によるものとする。

2 前項の学生募集要項は、別に定める。

(授業科目及び単位数等)

**第5条** 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 毎学期に開講する授業科目等の計画、方法、内容、成績評価基準等は学期の始めに授業計画書により明示する。

(指導教員)

**第6条** 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授又は准教授をもって充てる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な指導助言を行う。

4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て変更を認めることができる。

(教育方法)

**第7条** 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 研究科において、教育上特に必要と認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(研究課題)

**第7条の2** 学生は、入学後所定の期日までに指導教員の承認を得て研究課題を定め、所定の様式により研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、指導教員は学生と協議の上、1年間の研究指導の計画を学生に明示するものとする。

(履修方法)

**第8条** 研究科の学生は、概論科目の必修科目2単位、概論科目の選択科目から2単位、特論科目の必修科目2単位、特論科目の選択科目から6単位以上、演習科目から8単位

以上、特別研究8単位及び自由科目から2単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、本研究科の行う修士論文の審査に合格すること。

(履修手続)

**第9条** 学生は、履修しようとする授業科目を当該授業科目の担当教員の承認を得て、毎学期の始めに所定の様式により、研究科長に届け出なければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

**第10条** 指導教員が必要と認めるときは、学則第27条第1項の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 指導教員が必要と認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 3 指導教員が必要と認めるときは、本学の学部の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 4 第1項及び第2項の定めるところにより、履修した授業科目は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、第8条に定める選択科目に含めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第11条** 学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位等の認定については、学則第27条の2第1項に定めるところによりこれを認めることができる。

(単位の認定)

**第12条** 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。
- 3 試験を受けて不合格となった者について、事情によって再試験を行うことができる。
- 4 追試及び再試験の時期は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

**第13条** 試験又は研究報告等の評価は、A、B、C、D及びFとし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 修士論文に係る評価及び修了の認定に当たっては、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現力、引用文献の適切性等を総合的に審査し、合格又は不合格で判定する。

(修士論文及び最終試験)

**第14条** 修士論文を提出し最終試験を受けることができる者は、研究科の学生で、研究科に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

- 2 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに修士論文を研究科長に提出しなければならない。

(修了の要件)

**第15条** 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

**第16条** 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、琉球大学大学院観光科学研究科の学位授与に関する細則に定める。

(研究生)

**第17条** 研究科の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の課程に在学する者又は修士の学位に相当する学位を有する者
- (3) 前2号と同等以上の学力を有すると認められた者

(科目等履修生)

**第18条** 研究科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると認められた者

(雑則)

**第19条** この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表

専攻	科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		備考
				必修	選択	講義	演習	
観光科学研究科 観光科学専攻	概論科	サステナブルツーリズム概論	1前	2		○		<p>修了要件 原則として、本研究科に2年以上在学し、30単位を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>必修科目 概論科目 2単位 特論科目 2単位 特別研究 8単位</p> <p>選択科目 概論科目 2単位 特論科目 6単位 演習科目 8単位</p> <p>※自由科目は、2単位まで卒業単位に含めることができる。</p>
		観光科学体系概論	1前		2	○		
		グローバルイシュー概論	1前		2	○		
		小計(3科目)	—	2	4	—		
	特論科目	サステナブルツーリズム特論	1後	2		○		
		観光統計分析特論	1前		2	○		
		経営戦略特論	1前		2	○		
		自然観光資源マネジメント特論	1前		2	○		
		文化観光資源マネジメント特論	1前		2	○		
		観光ビジネス特論	1後		2	○		
		ニューツーリズム特論	1後		2	○		
		ベンチャー企業特論	1後		2	○		
	小計(8科目)	—	2	14	—			
演習科目	フィールド演習	1通		2		○		
	島嶼観光開発実践演習	1後		2		○		
	観光まちづくり演習	1後		2		○		
	自然観光資源マネジメント演習	1後		2		○		
	観光統計分析演習	1後		2		○		
	観光社会学演習	1後		2		○		
	観光の教育力とESD演習	1後集		2		○		
	亜熱帯観光農業演習	1後		2		○		
	着地型観光プランニング演習	2前		2		○		
	文化観光資源マネジメント演習	2前		2		○		
	ウェルネス・ツーリズム演習	2前		2		○		
	ホテルマネジメント演習	2前		2		○		
	観光マーケティング研究法演習	2前		2		○		
小計(13科目)	—	0	26	—				
自由科目	本学の他の研究科の授業科目	—		2	○	○	履修時期は定めない	
	特別研究	2通	8			○		
	修士論文	—						
	小計(1科目)	—	8					
	合計(25科目)		12	44	—		自由科目を除く	

※授業科目は、科目区分の必修科目、配当年次順に準じた。

※"前"は前学期、"後"は後学期、"通"は通年。例えば、"1前"は1年次前期に担当されるという意味。